

として申上げました点を規定いたして
おるのでございます。でこの十条にお
きましては、価格の点を三つに分けて
ございませう。政府が産金業者に対しま
して、ここでは金納入者という言葉を使
つてございませう、それに私下げま
すところの場合の価格、これが一つで
ございませう。それから次に金納入
者が直接実需者に売ります場合、或
いは加工用金売さばき業者というもの
を通じて売りますところの場合
の価格、これが第二の価格でございま
す。この更に加工用の金売さばき業者
が実需者に売りますところの場合、
これが第三でございませう。この三つの
ものがそれぞれ違ふということが十条
において規定せられておるわけであり
ます。で現在、先ほど申しましたよう
に、四百円見当一本のものをまあ三つ
に分けるのでありますが、この十条に
ありますところの一番最後の第三の
価格というものは、要するに加工用金
売さばき業者というところの一つの取
扱業者に扱わせます場合におけると
ころのものでありまして、ただ手数料が
課せられるのみでありまして、第一の
価格とそれから第二の価格というもの
が重要になるわけでございます。そ
こでこの問題になりますのが、今
波多野委員からお尋ねがありましたと
ころの価格に当るわけでありまして、
これがどういふ価格にきめるかとい
うことではあります、一番最後のところ
にございませうが、「主務大臣が、金地
金の国際市場価格並びに国内における
生産及び消費事情を参しやくして定め
る。」というところになつておるので
ございませう。今、現在四百一円で買上げ
ておりますが、これに對しまして、御

承知の通りに国際通貨基金におきまし
ては、政府の貨幣用の金、或いは中央
銀行の貨幣用の金というものにつきま
しては、三十五ドルベースにおけると
ころの取引をしなければならぬけれ
ども、産金用の価格につきましては、
必ずしもそれを守らなくてもよろしい
というところに相成つております。そ
こで、それが各国において大体どの程
度の価格に相成つておるかということ
につきましては、先般資料を差上げてお
きました、大体一番高いところで三
十五ドルベースに對しまして、二割五
分までだといふふうに見えるわけに
ございませう。そこで仮に、二割五分と
いたしまして、四百円をアツアツいた
して参りますれば、五百円という価格
が出て来るわけでありませう。これは現
状を申上げておるわけでありませう。将
来どう変わりますかは今決定的に申上
げることができませんが、大体過去の
数字をどうと見ますと、そういうふう
な状況に相成つておるのであります。
それから最後に国内における生産及
び消費事情を参酌してきめるとありま
すところの国内の生産価格でございま
す、これは実は大蔵省はどちらか
と申しますと、この点について資料
が素人でございまして、的確に申上げ
ることができないのであります。が、
産金業者の事情を産金省におきまして
いろいろと調べまして、これはまあ産
金業者は金だけをやつておるのでな
く、ほかの鉱物の採掘もいたしてお
るのであります。が、金に對するところ
の何と言いますか、採算がとれます
ところの点といたしましては六百七
十、八十円といふことを申されてお
ります。それから消費のほうの事情を参

酌してきめるといふ、まあ消費のほうで
ございませうが、これは先ほど申しま
したような工合に、政府は四百一円で
買上げます、いろいろの手数料か
ら考えまして、大体四百九円で売ら
つておるわけにございませう。で、現在清
費のほうで一番大口でありますところ
のものは歯科医療用でございませう。齒
科医療用の金といふものは、政府のこ
ういふ私下価格を基準といたしまして
現に消費せられておる、こういう実情
でございませう。大体去年の実績で申
しますと、先ほど政府が私下げました
のは二ト二二〇キロであるといふこと
を申したのでございませうが、このうち
九百キロ、これが公衆衛生用に相成つ
ております。それからその次に大きな
ものといはしましては、輸出用の八百
二十キロといふのがございませう。まあ
これを私下げる比率から申しますと
と、公衆衛生用の、要するに歯科用の
ものが四〇%をちよつと超えておりま
す。それから輸出用が三七%を超えて
おる、こういうふうな状況でありまし
て、この二つが大宗を成しておるわけ
であります。この輸出と申しますれば、
例えば陶磁器なんかが使つており
ますところのもの、これがこれに入るわけ
であります。が、これも先ほど申しま
したような工合に、四百九円といふよ
うなものを基準にいたしましてきまつ
ておるといふのが実情であります。非
常にそういう意味におきまして、第二
の価格の基準をどの辺に求めるかとい
うのがなかなかむずかしい問題でござ
いませうが、法案といたしましては、今
のようないろいろの事情を参酌してき
めるといふことにいたしておるわけ
であります。

それから第十二条は、非常に長く書
いてございませうが、要するに貴金屬管
理法におきましては、貴金屬に關する
ところの取引をいろいろと制限禁止
たしておるわけにございませう。併し政府
が認めた場合におきましては、これを
自由にするといふか、許可不要
にするといふか、そういうよう
なことが必要なのでございまして、そ
のために先ほど申しましたところの第
三、即ち新しいところの金の売却
及び配給につきましますところの制度を
変えましたに伴ひまして、その制度の
ルートに乗つたものは許可が要らな
い、自由であるといふふうなことを規
定するためにこの十二条の改正がある
わけにございませう。
それから第十七条でございませう
が、これは先ほどちよつと加工用金売
さばき人といふことを申上げたのであ
ります。これは政府が買上げました金
を金納入者に売りました場合に、
その金納入者が実需者に対して支障な
く何といふか、売却ができれば問
題ないのでございませうが、要するに産
金業者の所在地といふものが片寄つて
おりまして、需要者と全国的にマッチ
しない、そういうために、この産金業者
から更に買つて配給をするといふこと
の特別な業態を認めたほうが便利で
あるといふので、加工用金売さばき人
といふのを今度定めることにいたしました
わけにございませうが、その加工用金の
売さばき人につきましては、これは主
務大臣の認可を受けなければならぬこと
ができませんといふことにいたします
と同時に、現在この歯科用の金につ
きましては、齒医者さんや何かが大きく
ございませうので、この歯科用の金の

配給につきましては、いろいろと規定
をすすで設けておるのでありまして、
そのための何といふか、配給に
關するところの規定がございませう。そ
こでその規定をこの加工用金売さばき
業者にも準用しようといふのが第十七
条の二の規定でございませう。
第十八条以下二十八条までたくさん
条文がございませうが、これも同様の
ところにありまして同じような工合
に、改正の主要点でございませう三
中心といたしましてこの条文整理
の規定でございませう。
それから附則につきましては、施行
の期日を定めると同時に、現在す
でに、貴金屬管理法の下におきま
して、罰則をやつておるのでありま
して、それと、この新しい制度との間
の移り変わりにつきまして、経過的な規
定を設けた次第でございませう。内容
明といたしましては、一応この程度に
とどめまして頂きます、なお御質問
によりましてお答するといふこと
にいたしたいと思います。
○委員長(平沼彌太郎) 質疑は成
べく通産委員のほうから優先的に願
いをいたします。
○竹中七郎君 先ほど根本的な第一、
第二、第三とやられました、第二の
ほうをもう一度御説明願いたいと思
います。
○政府委員(石田正喜) これは第二点
の価格の点で多少申上げたと思いま
するが、産金業者のコストと、それか
らして政府の買上価格というものが違
つておるわけにございませう。併し、他
方におきまして、日本で金が生産され
ます量及び消費の量といふものを
比べてみますと、やはり統制をして

行かなければならないということがございませう。その制度をやつて行きます場合に、今まで通り政府が金を買上げます場合には、これはどうしても先ほど申しましたような工合に、四百円見当で買わなければならぬ。それを今度は政府が産業界、或いは医療用に売ります場合に、これは国際通貨基金等の関係から言いましても、違つた価格でよろしいということ、仮に五百円というような価格で売るといふようなことになりませう。政府がその間に百円儲けるということになるわけでありませう。これは併し政府が儲けるべき筋合のものではないわけでありませう、これは当然産業界にその利益が行くようにしなければならぬ。そういうことであるけれども、産業界及び医療用に参りますけれども、金納入者を通じて売戻す、大体同じ価格で金納入者へ売戻す、その売戻したものは今度は産業界が実需者に売ります場合に違つた価格で行くことにはいたさなければならぬ。そういう意味で制度の改正をいたした、こう申上げたわけでございます。

○竹中七郎君 そういたしますと、まだ五百円になるか、或いは四百五十円になるか、或いは五百五十円になるかというところは大蔵省では御決定にならない。いわゆる生産者の立場と、それから加工する、或いは輸出する業者の立場とを勘案して御決定になる、こういうことでございますか。

○政府委員(石田正君) この価格の決定は大蔵省にあるわけでございますが、併し生産者の立場、それからし

て消費者の立場につきましては、それを通商産業省、厚生省、これらの所管でございますので、そこらとよく話し合ひをいたしまして、決定をいたしたい、かように考えておる次第でございます。

○竹中七郎君 実はこの輸出関係のものに對する点につきまして、大蔵省と通産省とをとお話し合ひになりまして、これに對する特別価格というものを、お考えになる御意思があるかどうか、その点。

○政府委員(石田正君) 何と申しますか、金の価格をきめるように相成れば一本でなければならぬと考へております。その価格を決定するのいろいろな価格を需要者ごとに考へて、いろいろな価格を設定するということは本旨でないと思ひます。そこできめるのでありますならば、皆一本にきめるのが至当であらうかと、かように考へておる次第でございます。

第三十九部 大蔵・通商産業連合委員会會議録第一号 昭和二十七年四月二十三日【参議院】

らお伺ひいたしたいと思ひます。○政府委員(石田正君) なか／＼金の問題はむずかしい問題でございますが、従来のやり方というふうなものは、これはやはり一挙にそれを根本的に変へるといふこともむずかしいと考へておる次第でございます。従いまして、この割当ての方法につきまして、大蔵省といたしましては、産業界なり或いは医療用に割当てる金の量というものをだん／＼殖やして参りたいと、かように考へておりますけれども、一挙にこれを非常に殖やすというふうなことはできがたいのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○境野清雄君 大体今御説明を承わつたんですが、通産委員会としては日本の産金対策というものについては非常な関心を持つて居るのであります。最近の金山に對する政府の産金政策というものについては大きな問題があるだらうと思つて、ありますけれども、そういう問題は又通産委員会でもやるとしまして、この法案に盛り込んでおられますか、私どもが関心を持たなくちやならぬと思つて、九条と十条の問題、即ち九条の点におきまして、金配分計画で定めた数量の範囲内で割当てる金地金の数量を決定するといふような点がありますが、これについては大体どの程度の割当を算定するの

か、そういう点についてわかりましたか、お伺ひいたしたいと思ひます。○政府委員(石田正君) なか／＼金の問題はむずかしい問題でございますが、従来のやり方というふうなものは、これはやはり一挙にそれを根本的に変へるといふこともむずかしいと考へておる次第でございます。従いまして、この割当ての方法につきまして、大蔵省といたしましては、産業界なり或いは医療用に割当てる金の量というものをだん／＼殖やして参りたいと、かように考へておりますけれども、一挙にこれを非常に殖やすというふうなことはできがたいのではないかと、かように考へておる次第でございます。

○境野清雄君 大体二十六年年度の産金高が五・七トソくらゐ、そのときに大体二トソくらゐのものを加工用に割当てる。私どもとしては金の価格の引上げといふものはこの法案で大きなウエイトを持つておられますか、そういう点から行きますならば、大体加工用の自由処分が認められれば平均価格はこれで引上げられるだらうということ

を期待して居るのであります。依然として従来のような三分の一度程度の自由販売にするといふような程度では、私どもは産金政策というものに對する影響は極く少ないんじゃないか、殆んどないんじゃないか。まあ今のお話の五百円にしても六百円にしても大した問題はないのであります。そういうふうな点からして、少くもこの問題だけは日本の総生産量の半分くらい、二分の一くらいはこの自由処分が認められるといふことに大きな期待を持つて居るのでありますけれども、その点は大蔵省としてはどんなお考えですか。

○政府委員(石田正君) 大蔵省が主として考へておりますことは、金というものが貨幣用のストックというふうな特殊な意味を持つておるといふことに重点が置かれておるわけでありませう。そうして同時に金というものは国際的な決済手段といたしまして、どこにおきましても受入れられるものである、こういうことの特長性を考へまして金というものを眺めておるわけでございます。そこで現在の状況から申しまして、日本政府といたしましては、対外決済用の手段、これは金のみではございませぬ。外貨がそれでございますが、米ドルとかポンドとかそういうふうなもの

のが一体十分であるのか十分でないのかという問題とも関連するのであります。今国内におきまして、金ができましたる場合に、これは貨幣用の金としてまきり要らないんだというふうなことは勿論言えないと同時に、大蔵省といたしましてはできるだけ金というものを政府の手に集中すると申しますか、買入れると申しますか、やはりそういうふうなことを続けて行かなければならぬ。そういうふうな意味から申しまして、現在よりも非常に多くの量を或いはパーセンテージをいきなり何と申しますか、割当てを殖やすと申しますか、或いは自由販売を認めるといふふうなわけには参らぬのではないかと考へておる次第でございます。

○境野清雄君 大体大蔵省の考へはそれの辺だらうと思つておつたんですが、大体加工用品の需要というものは今まで相当抑制しておつたんですから、現在これのその需要というものは相当大きなものがあるんじゃないか、又工業用の先ほどお話しあつた陶器や何かの

輸出というものは外貨の獲得に相当貢獻しておるといふような点から見まして、金山の採算がなか／＼合わないといふことを中心にすれば、私はこの問題を急遽に上げるということは大問題になるというふうなことで、三分の一という従来やつておつたのと同じような形態ではなか／＼困難じゃないか、そういうことなら従来産金業者から大蔵省に要求しておりました探鉱奨励金の増額とか、或いは金山設備費の補助というふうなものが、大体金山側から要求しておつたものが一億五千万円の二億円、三億五千万円

くらいのもものが僅かに八千万円というもので本年度の予算が通過しておるといふような関連から行きますならば、そのもの自体でも探鉱の奨励といふものはなか／＼困難になつておるので、その面を少くも今度の法案によつて私は補足してくれるんじゃないかといふ大きな期待を持つておつたんですけれども、今のようなお話で従来と同じような二トソ前後だといふようなことでは、これはもうさつぱり産金業者に對しては有難い法案じゃなくなつてしまふので、今のうちに飽くまで三分の一で行かなければ大きな需要供給のパラ

メータとれないだらうといふような御説はどうも我々も納得できないので、通産委員会というほうの見方から申しますなら、輸出にも貢獻して外貨の獲得が相当できるので、そういうふうな面から行きます、又その加工というものが自体が相当価格なんか割高でも、完成品中に占める比重といふものは非常に少ないですから、そういうところはもう少し私は勘案してもらひまして、そういう産金政策といふもの

の獲得が相当できるので、そういうふうな面から行きます、又その加工というものが自体が相当価格なんか割高でも、完成品中に占める比重といふものは非常に少ないですから、そういうところはもう少し私は勘案してもらひまして、そういう産金政策といふもの

の獲得が相当できるので、そういうふうな面から行きます、又その加工というものが自体が相当価格なんか割高でも、完成品中に占める比重といふものは非常に少ないですから、そういうところはもう少し私は勘案してもらひまして、そういう産金政策といふもの

の獲得が相当できるので、そういうふうな面から行きます、又その加工というものが自体が相当価格なんか割高でも、完成品中に占める比重といふものは非常に少ないですから、そういうところはもう少し私は勘案してもらひまして、そういう産金政策といふもの

しての熱意をもう少し大蔵省が示して
もらいたいと思ふのでありますけれど
も、依然としてやはり今のお話の二ト
ン前後というものは急激に上げるとい
うお考えはない、急激に上げるお考え
がないなら、目先は順次それを増大し
て行くんだ、二分の一の繰りぐらいま
は増大して行くことが妥当だと思われ
るのかどうか、その辺を承わりたいと
思ひます。

○委員(平沼彌太郎君) ちよつと質
疑中に恐縮ですが、お諮りしますが、
間もなく海上保安庁の法案について採
決が本会議であるというのですが、何
か数が足らないようでありまして、一
度休憩いたして入つて頂きますか。又
質疑をなさるかただお残り頂き、あ
とは行つて頂きますか。休憩して済み
ましたらば又再開して頂くか、どうい
うふうにしたらよろしいかとございま
す。

○松本昇君 一旦休憩をお願いしま
す。
○委員(平沼彌太郎君) 休憩してよ
ろしいかとございますか……それでは済み
ましたらば又すぐ再開ということにお
願ひいたしました、暫時休憩いたしま
す。

午後十一時四十一分休憩
午後零時二分開会
○委員(大矢半次郎君) 休憩前
に引続きまして質疑をいたします。
○政府委員(石田正君) 先ほど御質問
がありました、休憩になりましたので、引
続きまして御答弁を申し上げます。お
願ひいたします。大蔵省といたしまして
も、いつまでも二トン二百とか或いは
三分の一とかいふ数量に固定しようと

いう気持は持つておりません。ただ一
挙に変えるというふうな行き方はどう
であらうかというのを申し上げたわけ
であります。なお需要の点につきまし
て、大きなものは医療用とそれから輸
出用であるというのを申し上げたので
あります。輸出用につきましては、
大体要求があればそのまま認めるとい
うふうな方針で進んでおります。医療
用につきましては、これは薬料用の需
要が非常に多いものでございまして、
これに無制限に認めるということ
に相成れば、全部それを使つてしま
うということも考えられますので、これ
は一挙には参りませぬけれども、併し
だん／＼と殖やして行くという方向に
は向いたいと思つております。それか
ら例えば美術工芸というふうな関係で
絵画であるとか、或いは国内で消費い
たしますところの調度品、そういうふ
うなものに使う、或いは金飾時計を作
るために使うとかいふようなものは、
これは生産の量を考えまして殖
やすという事は如何かと、かように
考へておる次第でございます。これは
現在の心組を申上げたのでございま
するが、従来におきまして、いわゆる
割当数量を決定いたします場合に、
関係方面の許可を必要といたしました
時代におきまして、大蔵省といたしま
しては、できるだけ何と申しますか、
か、妥當な方面に対するところの消費
というものをめちやに制限することが
ないようになつて参つたのでござい
まして、同じような考え方で今後
も続けたいと思つておる次第でござ
います。

○境野清雄君 そうしますと、あれで
すか、先ほどお話になつた自由処分の
認められる公衆衛生用とか或いは輸出
用とかいふものは、その需要が増大さ
れば、政府としては今の二トンとい
うものの数を固執しないで、或る程度
はそれによつて許可もできる、こうい
うふうに解釈してよろしいのでござ
いますか。
○政府委員(石田正君) 生産量と販
合せまして、できるだけそういう考
方でもつて行きたい。かように考へて
おる次第でございます。

○境野清雄君 そうすると、そのもの
は三分の一とかいふような一つの枠を
はつきり持つておるといふのじやない
と、こういふふうに解釈してよろしい
のでございませぬ。
○政府委員(石田正君) 二トンにいた
らうとか或いは三分の一にしなけれ
ばならぬとか、そういう考へ方は毛頭
ございませぬ。需要の方面と販
その生産の状況を考へまして処置いた
したい、かように思つておる次第で
ございませぬ。

○境野清雄君 それから次は第十条の
問題ですが、第十条による売却価格と
いうふうなものに關しまして、一応
「金地金の国際市場価格並びに国内に
おける生産及び消費の事情を参しやく
して定める。」というふうになつて
おりますが、この最高価格というふう
なものに對して一応どのくらいの額と
いうことは大蔵省で考へておられるの
ですか、おられないのでしょうか。
○政府委員(石田正君) これは先ほど
申しましたような工合に、大蔵省だけ
關するものではございませぬ。ほか
の通産省、厚生省等の御意見もござ
いますので、それらとよく相談をい
たしましてきめたい。現在のところ

は幾らにするという決定をまだいたし
ておりませぬ。
○境野清雄君 それに關してまだ決定
しておられないのなら幸いでありますの
で、先ほどのお話では何かここに資料
を頂いて、加工用金の海外自由市場価
格調というのがあるが、最高が大体二五
員からのお話でも、最高が大体二五
だろつというふうな話でありまして、
二五と云いますけれども、自由市場
の各国の価格調というものは、これは
よく詳細には私知りませんが、日本の
産金のように極度にこれは痛められて
おる土地じやない、こういうふうにお
いますので、私もひとつ参考とせら
れるくらいは結構だと思ひますが、そ
のものが世界で一番高いのは二五、
いわゆるオンス三十五ドルというもの
に對して二五多きり上つていないの
だ、だからそれが一つのスタンダー
ド・ベイスになつて、日本自体も二
五が妥當じやないかというふうな考
え方をされることは甚だ迷惑じやない
か。言い換へれば、先ほど大蔵省自体
でも産金業者の希望値は六百七十円か
ら六百八十円だ、こういうふうな話
であつたのでございませぬ。我々は産金
業者自体から聞いておるのも最低六
百円にしてもらひ、そしてそのもの自
体が先ほど私が申上げたような割当も
二分の一ということになれば、従来の
四百一円というものが平均しても五百
円というふうな価格になるので、それ
によつて一応最低線は産金対策とい
うものに立てられるのじやないかとい
うように産金業者自体も希望を持つてお
ると思ふのでありまして、そういうよ
うな点から行きまして世界価格とい

うものに比較するときに十二分にこ
れは私は検討してもらいたい、こう思
うのでありますこと、それから先ほ
ど私の申上げましたいわゆる探鉱奨励
金とそれから金山の設備の補助とい
うものは、予定より非常に少いた
め、これも或る程度大蔵省自体として
最高価格をきめられるときに勘案して
頂きたい。こういうふうなふうに強
く私は要望するのでありまして、なお
こういうふうな問題から行きまして、
一体私の考へとしては、この法案に盛
られておるところ、或いは従来設備費
や何かを削減しているというふうな問
題から言つて、大蔵省自体として金が
要るのかわらないのかということに一
番疑問を持つておるのですけれども、
大体今大蔵省自体として、金は相當大
切だといふふうには私どもは考へてお
りますが大蔵省自体はどんなふうにお
ておられるのかその点を伺ひたいと
思ひます。

○政府委員(石田正君) 金が國際的な
決済手段でありますし、又そういう
ふうな準備をいたしまして必要であ
る、非常に公的なものであるという意
味合におきまして、大蔵省は金を重視
いたしております。併しながら他面
におきまして、金の値段というものと通
貨の価値というものは、これは國際
的に見ましても相當重要な關係を持
つておるのでございまして、金が大切
であると同時に、又その価格というもの
も重要なのでありまして、その両者を
眺み合せて判断をせざるを得ない、か
ように考へておるのであります。金が
大切であるから値段は何程高くても國
内的にはいいはずであるという工合に
は大蔵省としては見るわけには行か

ないかといふことは、これは先ほど
申したように、大蔵省だけ
關するものではございませぬ。ほか
の通産省、厚生省等の御意見もござ
いますので、それらとよく相談をい
たしましてきめたい。現在のところ

いという事情にあります。

○境野清雄君 私の質問としては今申上げました九条と十条の問題、言い換ればその割当量というものを拡大してもらいたいということ、金の価格の最高価格を決定するときに当りましては、従来の産金政策というものによつて金山自体が相当経営難に喘いでいるという実情を見ましても、これは十二分にその点をお考え願いたい。今お話にありましたような金は大切だとか、価格という面との脱み合せが必要だ、これは御尤もでありまして、御尤もではあります、そのこと自体が価格との脱み合せと言いながらも、金山がどん／＼騰飯になつてしまふような今日のやり方ではこれは納得できないのじやないか。金が必要であるということに対しては、併せて一つ金山の設備費なり、或いは奨励金というものの、或いは最高価格の決定というようなことに当りまして、もう少し一つ大蔵省としても力を入れて頂きたい。あとの問題に關しましては、加工用金の需要その他の問題に關しては、どうしてもこれは通産省側と折衝しなければならぬ問題がたたくさんあると思ひますので、これは今日何か通産省側から出されて来てもいい話でありました、そのほうも出ておらんようでありませうから、いづれ通産委員会では取り上げるとしまして、今の九条と十条の問題に対しては十二分に御勘案を願ひたい。ここに強く要望いたしましたので、私の質問を終ります。

○西田隆男君 一、三点お尋ねします、提案理由の説明を讀んで見ますと、金の生産を確保し、増産を図るといふのが大体提案理由の主な骨子にな

つていようですが、今度この法案を出されることによつて日本の金の生産を幾ら確保し、どこまで増産をするという構想に基いてこの法案が作られたのか、それを一つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) 金の生産量と申しますものは、先ほど申しました、二十六年年度中は五ト九百九百ばかりでございます。これがどのくらいまで伸びることを目途としなければならぬかという点でございますが、私どももいたしましては金の量をどれだけ確保しなければならぬかということとはなかなかわずかしいのでありまして、大蔵省の立場といたしましては成るだけ多ければ多いに越したことはないといふふうに考へておられますけれども、どうして何トン確保しなければならぬのだというときは、金山におきまして又採算関係等から申しまして、そう多くを期待することはな／＼困難ではないだらうかという感じを持つてい

るわけでございます。大体こういふ措置を講じました結果、どのくらいの産金量に相成りますか、確定的な数字を大蔵省として申上げることは困難ではないかといふふうな工合に考へておる次第でございます。

○西田隆男君 大蔵省としては、大蔵省がすべてをやるのでないから確定的なこととは言えないという御意見も一応成立つかも知れませんが、日本政府として日本の産金をどうするか、日本の金の確保をどういふことであるか、あなたが金の販売価格を上げるといふことだけが金の生産を増すわけではない。金の国内価格を上げなくても、政

府自体が金山が活発に活動のできるような補助助成の方法を他にとれば、従つてこの提案理由の説明にあるように金の生産を確保し、増産を図れるのではないかと。然るに先ほど境野君もおつしやつたように予算を見ると、通産省の出した産金の奨励金みたいなもの、或いは設備の補助金みたいなもの、うのが三億五千万円か要求されたものが僅か八千万円に削られた。その予算の面で削つて、金の生産に対する熱意を示してないという……、而もこの査定は大蔵省がやつたわけですか。さつきあなたが御説明になつたように、金の生産費は非常に、鉱山業者に聞けば六百五十円から六百八十円の間を前後している。そしてあなたの説明の内容を聞いてみると、せい／＼上げて百円しか上げない。而も自由販売にするから、二ト二三百か三ト四くらいにしかならないという程度の対策で日本の金の生産が確保され、増産がされるということを大蔵省がお考えになつておるとすれば、これほどにナンセンスだと思ふ。従つて我々金の国内の販売価格、自由販売の価格をあなたが幾らに上げなさい、上げなければならぬといふふうには言わないが、上げられない事情があれば、そのあることに政府として対策がなければならぬと思ふ。従つて私があなたに言いたいことは、二十七年の予算はきまつたのだから、補正予算でもいいから産金業者に対する何らかの措置をいたすお考えがあるかないか、それを一つ承わりたい。

○政府委員(石田正君) 私といたしましては主計局關係を主管しているわけでございますので、考えがあるかないかといふことを補正予算の問題につ

きまして何われましても、ちよつとお答えしにくいわけでありませう。ただ先ほど申上げたような、金が国際的な決済手段として非常に大切なものであると同時に、それでは何でも金を増産するための手段を講ずるといふことが国際的にも許されることであらうかという点におきましては、先ほど申し上げた通りでございます。先ほど申し上げた通りでございますが、今探査奨励費その他の予算的措置の点でございますが、これも何と申しますか、一種の補助金であるから、そういうものをこれについて認めることはいけないではないかといふような議論もあるわけでありませう。

○西田隆男君 あなたがたの確にお答えできないならば主計局でも何でもいいが……、それではもう一つ聞きますが、仮にこの法案に盛り込まれている目的を達成するために、金地金の国内販売価格を二割五分上げたかと仮定します。あなたのさつきの御説明を聞いてみると、輸出陶器業者あたりがもつと金が要るのだと言つたら、必ずしも今まで使つた八百五十キロだけには限定しないのだ、余計に出してもよろしいといふような御意見があつたやうですが、現在の日本の輸出陶器業者といふのは、今の金価格を標準にしてやつてい

るので、一〇%以上上つたときには輸出陶器が成立たない。通産委員会等には切実な陳情がある。従つて二割五分上げるといふことは、輸出陶器業者としては、日本の金を使つたら輸出できないという逆説的にはそういう結論が出る。而も日本の輸出陶器業者は年間百数十億円の外貨を獲得して

いる。而も従業員は二十万人もいて、中小……小の家庭工業、これは日本の輸出陶器の特質だと思ふが、そういうものが二十万人の労働者を抱えている。併し一方考へてみれば産金業者には値を上げてあげなければバランスがとれない。この二つのものを併せて考へた場合に、今あなたがおつしやつたやうに補助的なものだからやつてはいけないといふような議論を若し正當と考へるならば、日本の産金業者はめちやくちやになつてしまふ。だから、従つてそういう実態になれば、大蔵省として政府としても勿論他にそういう累を及ぼさないやうな補助助成の方法をとつてもらわなければならないと思ふ。そういう観点から大蔵省として

は一つ考へ直してもらわなければならぬ。金を使つたものの備料医なんかはこれは別です、国内ですらね。輸出業者なんかは輸出価格で抑えられてしまふ輸出が伸びない。従つて陶器の生産ができないといふことになる。日本の陶器業者にとつては大変な問題になつて来る。そういう国内問題を解決するだけでも何らか政府とし

ては、従来産金政策というものによつて金山自体が相当経営難に喘いでいるという実情を見ましても、これは十二分にその点をお考え願ひたい。今お話にありましたような金は大切だとか、価格という面との脱み合せが必要だ、これは御尤もでありまして、御尤もではあります、そのこと自体が価格との脱み合せと言いながらも、金山がどん／＼騰飯になつてしまふような今日のやり方ではこれは納得できないのじやないか。金が必要であるということに対しては、併せて一つ金山の設備費なり、或いは奨励金というものの、或いは最高価格の決定というようなことに当りまして、もう少し一つ大蔵省としても力を入れて頂きたい。あとの問題に關しましては、加工用金の需要その他の問題に關しては、どうしてもこれは通産省側と折衝しなければならぬ問題がたたくさんあると思ひますので、これは今日何か通産省側から出されて来てもいい話でありました、そのほうも出ておらんようでありませうから、いづれ通産委員会では取り上げるとしまして、今の九条と十条の問題に対しては十二分に御勘案を願ひたい。ここに強く要望いたしましたので、私の質問を終ります。

○西田隆男君 一、三点お尋ねします、提案理由の説明を讀んで見ますと、金の生産を確保し、増産を図るといふのが大体提案理由の主な骨子にな

つていようですが、今度この法案を出されることによつて日本の金の生産を幾ら確保し、どこまで増産をするという構想に基いてこの法案が作られたのか、それを一つお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(石田正君) 金の生産量と申しますものは、先ほど申しました、二十六年年度中は五ト九百九百ばかりでございます。これがどのくらいまで伸びることを目途としなければならぬかという点でございますが、私どももいたしましては金の量をどれだけ確保しなければならぬかということとはなかなかわずかしいのでありまして、大蔵省の立場といたしましては成るだけ多ければ多いに越したことはないといふふうに考へておられますけれども、どうして何トン確保しなければならぬのだというときは、金山におきまして又採算関係等から申しまして、そう多くを期待することはな／＼困難ではないだらうかという感じを持つてい

ては特別な補助助成の措置をとらなくてはならぬ。従つて予算なんか三億五千万円要求があつたら、もう少し通産省の意見をよく聞かれて、そういうことが起らないような結果を招来するために多少の、八千万円以上の金を見積つて予算措置をしてやるといふことは、これは当然私はしなければならぬことだと考へるのですが、まああなたは主計局ではないから御答弁できないという事だが、主計局とよくお話しになつてやられないと、ただ法律を作ることを通すためのあらゆる弁護をするという事があなたの仕事でもないわけですから、やはり総合的に考へて、適切な結論を生むような結果にならなと、私は法律を作つても意味をなさぬと思ふ。従つてこの法律を通すか通さんかという問題は、結局は日本の金の生産を確保して輸出増産を図れるようにして、國際的に金の価格というものが弊害を起さないような価格が維持できるような方法を政府がとるという意思があるかないかということにかかつてあると思ふのです。もう一遍あなたのお考へを伺いたい。

○政府委員(石田正君) 私たちは、この金の問題に關連をするところのことをいたしてあるのでございまして、先ほど申しましたような國際的な点がございまして、できる限りにおいて、国内的の予算の認められまして、主計局等に対しては、私として直接の要求事項ではございせんけれども、鉱山局等々と一緒にしまして、できるだけの努力は私たちがいたしておるつもりでございます。

なおこれは私が考へ違ひかも知れませんが、纖維のほうの陶器の企業との關係の輸出につきまして、先ほど別に安い価格という問題もございまして、このほうの点はそういうことをいたしますと、却つて陶磁器の輸出のダンピングと申しますか、そういうふうな問題も或いは起り得るのじやないかという点を心配いたしておるのであります。その点からいたしまして、適当ではないのではないかと、かように考へておる次第であります。

○西田隆男君 私の申し上げたのは、陶器の輸出業者に特別な補助助成をせよということではない。産金業者に補助助成をすることによつて、国内の金の販売価格というものを値上げしないで行かれるようにしたらどうか、こういう私の意味なんです。その点は誤解のないように……。

○政府委員(石田正君) お話のありましたように、価格の面におきましては四百一円という価格でなければ輸出が落ちてしまふ。こういう実需界の御要求もありません。他面におきましては、先ほど鉱山局の数字で申上げましたように、産金のほうにおきましては、六十七、八十円の値段でなければ採算がとれない、こういう問題がございまして、この金の問題はそれと自體におきまして非常に困難な問題であらうかと思ひます。それを全部國の予算においてこの償いを付けるということをして、たいへんじやないかというお話でございしますが、この点につきましては、やはり私、國の全体の予算の關係から主計方面の意見もあることであるので、その点について私からどのくらい金の額をどうするということをおこ

際説明することは困難であります。

○西田隆男君 これ以上今の問題について聞いても無駄だと思つたので聞きませんが、もう一つ聞きたいのは金産業者ですか、いわゆる仲介業者、これは手数料はどれくらい……。

○政府委員(石田正君) これはまだ金産業者がどのくらいの数を申請して参りますか、その数につきましては取扱の数量によりまして、おのずから手数料というものが違つて来ると思ひますが、我々といつたしましては、この法案の趣旨というものが産金業者に利益を、差額を帰属せしめるといふことに重点がございまして、加工用の産金業者に対するところの問題につきましては、必要最小限度にとどめるようにいたしたい。なお具體的な数字をいたしましては、目下検討中でございます。結論が出ておりました。

○西田隆男君 検討中がよくはやるのですが、(笑聲)これは金産業者と業者というものをどれくらい指定するかということが手数料とは密接不可分の關係にある。これを多くすれば量が減る、少くすれば量が殖えるから手数料が少くとも利益が成立つということになると思ひます。そういう点は検討中ではなくて、大体わかつておるのじやないですか。大体どの地方にどれくらい、どの地方にどれくらいと手数料が大体取扱の金額の何%なのか、わかつておるはずだと思ふのですがね。

○政府委員(石田正君) まだわからなと、誠に御尤もであります。私たちがといたしましては、金納入者が直接入るといふ面を成るだけ多くしたいと考へておりました。金産業者は必要止むを得ない限度にとどめるといふこととございまして、金産業者の業者の教というものはできるだけ減らして参りたい、これが第一点でございます。それから又これは熟練した者でなければならぬので、その点から言ひまして、むやみに認めるわけには行かない、かように考へておりますが、まだ手数料を幾らにするか、人数を幾らにするかということにつきましては、と以外には具體的に何人というふうに申上げかねる段階であります。

○竹中七郎君 今の西田委員の關連しておられますが、通産省關係でですね、今の陶磁業者というものと産金業者、つまり輸出業者と産金業者の間は逆になるわけでは非常に調整に苦慮されておるということでは、まあ大蔵省の今の御説明で大体わかつたのであります。先ほど西田さんが言われた通り輸出業者は一〇%ぐらいならば大体いいが、それ以上上つては輸出ができません。輸出できなくて、我々の生活権を脅かされるというやうな問題がございします。併し、今大蔵省では特別な価格をやるといふと、ダンピングをやられていかんじやないかというやうなお話もありませんが、雜貨局といつたしましては、若し二〇%或いは二五%上げられたときに輸出業者というものが出て行く可能性があるかどうか、その点お調べになつたかどうかを先ず質問したい。

○説明員(瀨谷徹君) この金の価格の値上りによりまして、輸出がどういふ影響をするかという問題は非常にまあむずかしい問題であります。大体國際價格と比べて見ますと、大体現在値上りを予想されております。二〇%或いは二五%という程度のもは國際價格の高いものといつたしまして、大体そういう程度であるといふこととありまして、非常に安い價格であります。大体四百円近頃のものを競争國であるドイツ或いはイギリスあたりで入手しておるといふことを考へますと、これがまあ値上りになりますと、当然その点で價格において不利を招くということになります。實際にそれが何%程度で、どの程度の影響があるかということとは非常にむずかしい問題で確答できませんが、影響があるといふことは事實です。それから果して私どもといつたしまして、鉱山業者の立場もございまして、現状の價格だけで維持してくれということも無理かと思ひます。で、鉱山局と協議いたして、最中でございまして、まだどの点が妥当であるかということはまだはつきりきめておりません。

○竹中七郎君 そうしますといふと、これができない。先ず二〇%、或いは二五%になつてできないといふときには、雜貨局ではほかの面においてこれをやりまして、やはり關稅その他に關係しまして問題がある。大蔵省或いはほかのほうと、御相談になりまして、價格を決定されるそのときにおいて、どうもやれないといふやうなものはお考へになつておられますか、或いはなつておられませんか。それは仕方がないと、五百円になつても、五百五十円になつても放つておく、こういうふうにお考へになつてお

りますか。

○説明員(瀬谷敬君) 金の価格がそのまま陶磁器に直接、例えばテンパーセント上つてテンパーセント影響するということではなく、その場合に多少ほかの面で合理化を促進させるといふことを、或いは例えは関税の問題にいたしましても、向うの値上り、関税の値上げについてはこれは成るべく阻止するといふような、側面的な努力をいたしまして、成るべくまあ輸出を妨げないように行きたいといふふうな考えでおります。

○竹中七郎君 実際我々は実に不可解に考へるのは、こういう法案を政府がお出しになりましたときに、一番肝腎のところだけは考慮或いは何と申しませぬか、研究せられて、我々国会議員が質問するポイントを外れちゃつて、あとでやる、それは大蔵省のほうでは議員諸君と申しますか、そういうのが質問せられる、その見当を以て価格をきめられるというふうな考えで、こういうことをおやりになりますか。その点大蔵省のほうからお答え願ひたい。

○政府委員(石田正君) 先ほども申しましたような場合に、生産者側の立場と消費者側の立場というものは違つておるのであります。而もその差違が甚だしいというのがこの問題でございます。そうかといひまして、そのギャップを全部国の助成措置によつて解決するといふわけにもなか／＼参らないといふのが実情であらうかと思ひます。その間におきまして、この法案を出しましたのは、やはりアメリカのオンス三十五ドルというものが、これが最も合理的なものであるといふことを言うのも多少無理ではないであ

ろうか。それから去年の国際通貨基金の決議以来、ほかの国におきましては、産業方面におけるところのものについては、一オンス三十五ドル基準でなくともよろしいといふふうなことがきまらして、それによつてそれを守つていない、相変わらず一オンス三十五ドルを頭張つておる国もございまして、多くの国におきまして三十五ドルをはずれた別な価格によつてやるといふ国も出て来ておる現状からいたしますれば、やはり陶磁器或いは齒科用の金の消費といふふうな面におきましても、或る程度そういう国際的なことも考慮いたしまして、そうして多少の値上りといふものは忍んで行かざるを得ないのではないか。生産者の側から申しますならばこれは上り方が少いかから不十分であるという点はございするけれども、現状からいたしましてならば改善といふことが言えるのではないかと。要するに三十五ドルベースでやつて行くといふやり方というものは完全に生産、消費の關係から申しますならば、消費者基準でやつておるといふことが言えるかと思ひるのであります。そのことは消費者のほうにおきまして、各国の情勢を見て多少御助力を願つておることによりまして、消費一本のあれから生産者の立場も現在に比べてますれば考慮が働いて来るという意味において、一つの進歩ではないか、かように考えまして、提案いたしたわけでございます。

○竹中七郎君 私は産金業者の実態はこの頃調査に参りまして實際御同情する。何と申しますか、含有量の少い鉱山はだん／＼とつぶれて行く。銀或いはその他のものが入つております金

山、或いは非常に含有量の多い鉱石を持つておる金山だけがやつて行かれるといふところから見まして、この法案に対しては反対はしないけれども、それに對しまして、あなたがたの定額を、はつきりこの法案にだけだけ上げ、どれだけやるというのを本當に明記せられましてやられることは實際いいですが、政府はいつでも法案を作られるときにはそれだけ御研究になつてやつておられるのだが、あとで今あつちも折衝しておる、こつちも折衝しておる、こういうことは何と申しますか、ずるいと申しますか、なか／＼巧妙であるといふ考へる。それで今の輸出業者の問題も、私は今ジレンマと申しましたけれども、ジレンマになつておる。一〇％やつたときに、先ほど西田委員から申された通り、もう少しあG.H.Q.がどうだとかこうだと言われますが、やはり日本自体の産金を、或る程度業者の産金助長と申しますか、助成といふことも考へて、二本建てやらなければ、實際両方が参つてしまふ、こういうふうな關係がございしますので、特に大蔵省、通産省両方に特に強く要請するのは、やはり一〇％ぐらいにせられまして、あとは助成の方法をお考へになつてやつて頂きたいといふことを私は申しました、このくらいでとどめておきたいと思ひます。

○古池信三君 時間もありませんから簡単に一つお尋ねしたいのですが、この第十條の條文の価格をきめる場合に、「主務大臣が、金地金の国際市場価格並びに国内における生産及び消費の事情を参し、よくして定める。」この

いふことは、具体的に言いますとどういふことを意味しておるのですか。

○政府委員(石田正君) これはたゞたびたび御質問がございしましたように生産の事情と申しますのは、主として価格の關係から考へまして、生産した採算割れである、それから困難な事情を考慮しなければならぬ、他面におきましては、今御質問がございましたように、輸出なり陶磁器の使用の方面、或いは齒科用の方面におきましては、これはそれだけ一般大衆の負担が殖えるといふ面もございします。両面ございするもので、それらの両方を勘案して考へなければならぬ、こういう意味で書いたものでございします。

○古池信三君 そこでこの参酌といふ問題ですが、参酌といふことは非常にこの法文としてはあいまいな字句じやないかと思つております。そこで例えは今の配りになりました海外の金の自由市場の相場を見ましても、大体標準価格の一分乃至二割高といふところになつておるの事柄からいふと、先ほどお話があつたように、六百数十円でないといふと、すでに標準価格の六割以上高いこととなるわけですが、一方において国際価格が二割程度、生産者の事情が六割程度、こういう大きな開きがあるものを、単なる参酌してきめるというふうなことで一体どの辺にきめるのか、非常に不分明だと思つております。この点は、どういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(石田正君) こういう価格は大蔵省に主務大臣が定めるといふ一つの書き方もあらうかと思ひます。それから又一キロ当り何円とする、こう

いふ書き方もあらうかと思つております。前の方法はたゞ主務大臣が勝手にきめるということでありまして、どういふものが一体考慮の基準になるのかといふことが明らかになりません。結局勝手にきめるというふうなことに相成つてもいかにんではないか、大体どういふことを頭に入れてきめるのだといふことをはつきり書いたほうがよろしいのではないかと、この意味で書いたわけでございます。なお後者のほうの考へ方につきましては何円がよろしいかといふことを、これを例えは国会にお諮りいたしました一編きめられた場合に、それをいつまでも改正しない間は変えない。こういうのは生産、消費の事情も時によつて変わるでありまして、動かしがあらうと思ひますが、そういうことではつきりした数字を出さず

○古池信三君 勝手にやらぬといふ参酌するといふことを條文に書いたといふその御趣旨は結構かも知れませんが、けれども、併し實際問題といたしまして、今のように大きな開きのあるものを参酌するといふことになると、一体どちらに重点を置いて考へられるのですか、国際市場価格に重点を置いて一方生産事情を参酌してきめるのか、或いは生産のコストのほうに基準を置いて国際市場価格を参酌してきめるのか、その辺のところをもう一度お尋ねいたします。

○政府委員(石田正君) 大蔵省の立場から申しますと、先ほどから幾々申しましたような場合に、金といふものは大切なものであるといふふうな考へ

○政府委員(石田正君) 大蔵省の立場から申しますと、先ほどから幾々申しましたような場合に、金といふものは大切なものであるといふふうな考へ

ております。併しながら現実の問題と相成りますと、これは先ほどもお話がありましたような工合に、遺憾ながら生産は六トン或いは七トンというようなどころにあるという現状でございます。金の値段というものはこれをどうきめるかということとは通貨の基本にも関係する問題でありますので、これは非常に重要な問題であると大蔵省としては考えておるわけでございます。そういう場合に非常に大蔵省の通貨上の観点から申しますならば、これは一オンス三十五ドルを基準とした四百一円、四百九円という値段を定めないという立場が強く出て参るわけでございますが、先ほど申しました工合に、産業用のものにつきましては、ほかの國におきましても別の価格を作る、それが国際通貨基金というような国際的な機関においても認められてやるといふような状況になりましたので、そのところを強く考えておるわけでございます。併し又生産方面から申しますならば、これは金銀業というものの立場を考えなければなりません。同時に生産されたものを消費するところの面の事情も考えなければならぬ、かように考えるわけでありまして、私たち大蔵省としましては、やはり通貨に関することの關係というものは相当重要である。併し又それに関連して別の価格を定めます場合に、国際市場価格がどうなつてゐるか、例えばはかの國におきましても、仮に円に換算いたしました場合に五百円程度であるのに対して日本の中におきましては千円であるとか、八百円とかいうようなことにおきましては、これは通貨政策として由々しい事態であろう、かように

考えているわけでございます。なかなかむずかしい問題でありますので、一概にどのくらいのパーセンテージを占めるか、どちらに重点を置いて考えるかというようなことは實際問題といつたしまして書き現わすことが困難でありますので、甚だあいまいな字句になつてゐる次第でございます。

○古池信三君 いろ／＼な面をよくお考えになつておられることはこれは結構だと思つておりますが、併し實際問題としては今申しましたように、消費事情と生産事情との間に大きな幅の開きのあるような際に、結局どちらの事情も勘案してきめるといふことになる、その中間的なものにならざるを得ないということとは、いずれの面にとつても不満足な結果になる。そのため生産業者の増産意欲を刺戟するという点においては余り役に立たない。又消費の面から言つると、いろ／＼お話が出たように、輸出の却つて抑制のような結果になつて、輸出業者に対しては悪影響を及ぼす。そうなることの措置をされることによつて生産面にも大してプラスにはならず、又輸出の面にはむしろこれを悪い方面の影響を与え、というようなことは、これはもう二兎を追つて一兎も得ないというやうな結果になることを私は心配する。でありますから、お話を事情をよくわかりますが、もつと日本の産金を発展させて行こうというならば、かような姑息な手段でなく、もつと徹底した政策をおとりにならなくちやいかん、かように考へてお尋ねしたわけでありませう。時間がありませんからこの程度で……。

○委員長代理(大矢半次郎君) ちよつとお諮りいたします。通商産業委員会のかたにはなお御質疑があらうかと思ひますが、時間の都合上連合審査はこれで行切ることといたしまして、必要な場合には委員外の質問として質問して頂きたいと思ひますが、御異議ございませんか。

【異議なしと呼ぶ者あり】
○委員長代理(大矢半次郎君) 御異議ないと認めまして、さよう取計いたします。本日はこれを以て散会いたします。
午後零時四十六分散会

○委員長代理(大矢半次郎君) ちよつとお諮りいたします。通商産業委員会

昭和二十七年五月十五日印刷

昭和二十七年五月十六日発行